

出雲市市有林における森林J-クレジット可能性調査及び計画書作成業務に係る プロポーザル募集要領

1. 目的

出雲市では、市が森林経営計画を樹立している市有林（以下「市有林」という。）において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づくJ-クレジットの認証、販売に取り組むため、当該事業に係る可能性調査及び各支援業務を実施できる者（以下、「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式による審査により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 件名 出雲市市有林における森林J-クレジット可能性調査及び計画書作成業務
- (2) 事業の目的 市は、約3,000haの市有林を経営し、主伐・再造林、間伐等の森林整備を行いながら森林の持つ二酸化炭素の吸収、水源涵養機能、木材の供給等多面的機能の発揮に貢献している。それらの市有林が持つ多面的機能の評価を行い、J-クレジット制度に基づくクレジットの販売を行うことで、その収入を森林整備・林業振興の施策の推進に還元し、持続可能な社会の実現に取り組む。
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで
- (5) 見積限度額 3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 市の担当部署
 - ① プロポーザルに関すること
名称：出雲市環境エネルギー部 環境政策課ゼロカーボン推進室
所在地：〒693-8530 島根県出雲市今市町70番地
電話番号：0853-21-6741
F A X：0853-21-6597
メールアドレス：zero-carbon@city.izumo.shimane.jp
 - ② 森林経営計画に関すること
名称：出雲市農林水産部 森林政策課森林整備係
所在地：〒693-8530 島根県出雲市今市町70番地
電話番号：0853-21-6996
F A X：0853-21-6592
メールアドレス：shinrin@city.izumo.shimane.jp

3. 準拠法令等

- (1) 本プロポーザルに係る準拠法令は、日本国の法令とする。
- (2) 本プロポーザルで用いる言語、通貨、計量単位及び期間については、それぞれ日本語、日本円、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。ただし、「本プロポーザル実施要領」において特別の記述がある場合を除く。
- (3) 本プロポーザルに関し、訴訟の必要が生じた場合には、松江地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる法人又は法人による共同企業体は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 国税、市税を滞納していない者であること。
- (3) 社会保険料の滞納がないこと。
- (4) 令和7年4月1日から本業務の提案書等の提出の日までの日において、出雲市の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (5) 本業務の提案初頭の提出の日までにおいて、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- (6) 銀行の取引停止又は差し押さえを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (9) J-クレジット制度を熟知するとともに、クレジット可能性調査、森林管理プロジェクトの登録、クレジット認証申請事務、クレジット販売実績及び事務等の経験を有する者であること
- (10) この事業の円滑な遂行のため必要な経営基盤（組織体制、人員、技術能力、予備資金等の管理能力を含む。）を有している者であること。
- (11) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した森林由来 J-クレジット創出事業支援業務（クレジット可能性調査業務、プロジェクト登録申請事務、クレジット発行

事務、クレジット販売事務の全て)で、当該業務の募集開始までの間に履行が完了した実績を複数有していること。

- (12) 本業務に配置される担当者として、以下のいずれかの資格・経歴を有する者を1名以上配置すること。
- ・技術士(森林部門)の資格を有する者
 - ・林業技士(林業経営、森林評価、森林総合管理のいずれかの部門)の資格を有する者
 - ・森林情報士(森林航測、森林リモートセンシング、森林GISのいずれかの部門)の資格を有する者
 - ・行政機関において森林に関する業務(特に現行の森林計画制度に関する業務)に3年以上従事した経験を有する者

5. 欠格事項

市からプロポーザルへの参加資格を認められた者(以下、「企画提案者」という。)が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4. 参加資格」に定めた資格が備わっていないことが判明したとき。
- (2) 差し替え等の処理を行わず複数の企画提案書等を提出したままとしたとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) 本プロポーザルに関し市が開催した企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを欠席又は説明、回答を拒否したとき。
- (7) 見積書の金額が、見積限度額を超過した場合。
- (8) その他、不正な行為があったとき。

6. 募集の方法

本プロポーザルに係る募集方法は、市ホームページへの掲載にて募集するものとする。

7. 日程(予定)

事業者公募開始	: 令和7年7月 3日
質問書提出期限	: 令和7年7月11日 午後5時(必着)
質問回答日	: 令和7年7月17日
参加申込書提出期限	: 令和7年7月28日 午後5時(必着)
参加資格審査結果通知	: 令和7年8月 1日
提案書提出期限	: 令和7年8月 7日 午後5時(必着)
プレゼンテーション	: 令和7年8月20日(予定)

審査結果通知 : 令和7年8月29日（予定）

8. 質問書の提出

本案件に対する質問は、質問の趣旨及び内容を記載のうえ提出すること。

- (1) 提出様式 様式1「応募に関する質問書」
- (2) 提出期限 令和7年7月11日 午後5時（必着）
- (3) 提出先 「2. (6)市の担当部署①プロポーザルに関すること」と同じ。
- (4) 提出方法 電子メールで提出することとし、件名は「【法人名】市公有林J-クレジット質問書」とすること。

※必ず、担当者に電話により送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

- (5) 回答 令和7年7月17日午後5時までに市ホームページに一括して掲載する。
なお、回答により実施要領及び仕様書等の追記又は修正として取り扱うものとする。また、質問又は回答の公表が質問者の不利益になると判断したときは、質問者に対してのみ回答する場合がある。

9. 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加意思がある場合は、参加申込書を提出しなければならない。なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルに参加できないものとする。

(1) 提出様式及び書類

① 様式2-1-1「プロポーザル参加申込書」

ただし、共同企業体で申し込む場合は様式2-1-2「共同企業体届出書」及び様式2-1-3「共同企業体協定書」（写し）も提出すること。

※共同企業体の場合、構成企業についても以下②～⑨の書類の提出が必要となる。

※単独又は共同企業体に関わらず、「出雲市物品の売買等調達業者有資格者名簿」に登録のある者の場合、以下②～⑨の書類の提出を要しない。

- ② 様式2-2「役員等名簿」
- ③ 様式2-3「誓約書」
- ④ 法人登記の履歴事項全部証明書 ※提出日の3か月以内のもの
- ⑤ 法人定款
- ⑥ 直近1営業年度の財務諸表（貸借対象表、損益計算書及び利益処分に関する書類）
- ⑦ 出雲市税の滞納がないことを証明する書類（市内に事業所や資産がない場合は不要）※提出日の3か月以内のもの
- ⑧ 法人税の納税証明書（その3の3）※提出日の3か月以内のもの
※特例猶予を受けている場合は、納税証明書「その1」を提出
- ⑨ 社会保険料納入証明書又は国民年金保険料納付確認（申請）書

※健康保険・厚生年金保険の適用対象事業所の場合は「社会保険料納入証明申請書」を、適用対象とならない事業所は「国民年金保険料納付確認（申請）書」を提出

- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和7年7月28日 午後5時（必着）
- (4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。郵便事故等により提出期限までに本市に到達しなかった場合は参加できない。
- (5) 提出先 「2. (6)市の担当部署①プロポーザルに関する事」と同じ。
- (6) 参加資格に関する審査結果通知
 - ① 通知日 令和7年8月1日
※参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、令和7年8月1日午後5時までに環境政策課ゼロカーボン推進室に電話で確認すること。
 - ② 通知様式 様式3「参加資格審査結果通知書」
 - ③ 通知方法 電子メール及び郵送
電子メール及び郵送の通知先は、様式2-1-1「プロポーザル参加申込書」に記載された連絡先担当者のメールアドレス及び所在地とする。
 - ④ その他
参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて本市に説明を求めることができるものとする。

10. 企画提案書の提出

企画提案者は、本実施要領及び仕様書に基づき、企画提案書を作成し、提出すること。提出様式、記載内容及び留意事項、提出期限等は次のとおりとする。

- (1) 提出様式
 - ① 様式4-1「企画提案書(鑑)」
 - ② 企画書本体の様式は様式4-2、様式4-3及び任意様式とする。
 - ③ 用紙サイズはA4縦とし、両面印刷で作成すること。ただし、これにより難しい場合はA3横（折り込み）の使用も可とする。
 - ④ 見積書（A4判任意）※仕様書「5. 令和7年度業務内容」に準じて、下記の内訳がわかるように作成すること。（税込）
 - ア 森林J-クレジット申請に関するポテンシャル調査業務
 - イ 森林J-クレジット登録申請に係る計画書の作成業務
 - ウ 森林J-クレジットの販売に係る有効な販売計画書の作成業務
 - エ 打ち合わせ業務

(2) 記載内容及び留意事項

様式	提案書類	枚数
<p>様式 4-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷 ・カラー可 	<p>1. 企業概要</p> <p>(1) 企業実態 企画提案書提出日現在の企業実態について、様式に記載されている事項を記入すること。</p> <p>(2) 業務契約を締結した場合の営業拠点 従業員数については、派遣労働者及び短時間労働者等の非常勤従業員を除いた対応部署従業員数を記載すること。</p> <p>2. J-クレジット制度業務取組実績 過去3年間の業務取組実績を記載すること。</p> <p>3. 業務実施体制</p> <p>(1) 業務を実施する組織体制図（様式内に収まらない場合は別紙としてもよい。）</p> <p>(2) 配置予定責任者の業務実績 業務遂行にあたって、配置される予定の責任者について、保有資格、業務実績、経歴等を記載すること。</p>	<p>2 枚</p>
<p>A4 判任意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷 ・カラー可 ・一部A3版綴込可 	<p>4. 企画提案にあたっての基本的考え方 企画提案をするにあたって、本業務に対しての基本的な考え方や取組方針、意義を示すこと。</p> <p>5. 森林 J-クレジット創出に係る工程表 市有林が持つ多面的機能を検証し、確実に森林 J-クレジットを創出できるよう、ポテンシャル調査から販売までの工程を提案すること。</p> <p>(1) 令和7年度のポテンシャル調査・プロジェクト計画書作成の工程</p> <p>(2) プロジェクト登録年度から8年度後までの年度の森林管理(巡視)及びモニタリングが完了するまでの工程</p> <p>(3) 上記(1)、(2)について、市で実施が必要な業務があれば、その工程もわかるように記載すること。</p> <p>(4) 業務遂行にあたって、市から提供が必要な書類等があれば、どの業務に必要なかわかるように工程にあわせて記載すること。</p>	<p>10 枚以内</p>

様式	提案書類	枚数
A4判任意 ・両面印刷 ・カラー可 ・一部A3版 綴込可	<p>6. 森林J-クレジット創出量の試算 市が提供する森林経営計画等に基づき、森林J-クレジットの創出量を年度ごとに試算し、示すこと。なお、プロジェクト計画期間は8年間とする。</p> <p>7. 森林J-クレジット創出に係る費用の試算 市が提供した森林経営計画等に基づき、森林J-クレジットを創出するために係る費用を年度ごとに試算し、示すこと。なお、プロジェクト計画期間は8年間とする。</p> <p>8. 森林J-クレジットの販売に係る有効な販売計画 (1) 上記「6」で試算した森林J-クレジット創出量を効果的に、早期に、高価格かつ本市をPRしながら確実に販売する方法及び概算収入を提案すること。 (2) カーボンオフセットの仕組みを利用し、市内事業者等の脱炭素化を推進できる提案とすること。 (3) 市と事業者の収益分配割合を示し、提案すること。</p>	
様式 4-3	<p>9. 市の収支想定 上記「6」～「8」の試算を基に、市の収支想定額を記載すること。</p>	1枚

- (3) 提出期限 令和7年8月7日 午後5時（必着）
- (4) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。郵便事故等により提出期限までに本市に到達しなかった場合はプロポーザルに参加できない。
- (5) 提出先 「2. (6)市の担当部署①プロポーザルに関すること」と同じ。
- (6) 提出部数
5部（紙媒体）を提出すること。また、電子データ（CD-R又はDVD-R）1部を提出すること。
- (7) 留意事項
- ① 企画提案者1者につき、1提案に限る。
 - ② 企画提案者の代表者等が他の企画提案者の議決権を保有しているときなどは、候補者として選定しないものとする。
 - ③ 同一の企画提案者又は共同事業体の構成員が、他の共同事業体に属して参加すること及び別途単独で参加することはできない。

11. 辞退

企画提案者が本プロポーザルへの参加を辞退するときは、辞退理由を記載した辞退届（任意様式）を担当部署へ提出すること。

12. 企画提案書に関するプレゼンテーションの実施

(1) 日 時 令和7年8月20日 ※会場、時間は別途通知する。

(2) 開催形式 直接対面方式 開催時間等は提案者に対し、別途通知する。

(3) 実施内容

ア プレゼンテーションは、説明20分以内・質疑応答10分程度とする。

イ プレゼンテーションの説明者は、4名以内とする。

ウ プレゼンテーションでは、パワーポイント他資料データでの説明は可とする。市ではモニター、HDMIケーブル及び電源を用意するが、パソコン等の機材は企画提案者が用意すること。

エ プレゼンテーションでは、追加資料の提示・提出は認めない。

13. 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

市長が指名する者による審査委員会を設け、企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、総合評価点が最も高い順に候補者と次点者を選定する。ただし、総合評価点が60点未満の場合には候補者として選定しない。なお、審査委員会の内容及び選定に係る資料は、すべて非公開とする。

(2) 総合評価点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

総合評価点が最も高い者が2以上あるときは、審査委員会委員の協議により候補者を決定する。

(3) 評価項目の配点及び評価視点

評価項目は、下記、「(6) 評価点の考え方」のとおりとする。

(4) 評価基準

企画提案書の各審査項目は、次の評価基準に応じて付与点を採点する。

A：優秀である 配点×1.0 B：優れている 配点×0.8

C：標準的である 配点×0.6 D：やや劣る 配点×0.4

E：劣る 配点×0.2

(5) 総合評価点

上記「(4)」の評価基準（配点100点）について委員ごとに採点し、各委員の合計点数を委員数で除した点数を「総合評価点」とする。

総合評価点 = 各委員の合計点数（総合点）÷ 委員人数

(6) 評価点の考え方

評価項目	配点	評価の視点
①企業概要等	10点	<ul style="list-style-type: none">・ J-クレジット創出業務に携わった実績があるか。・ 当該業務を実施するために、資格を有しているスタッフが配置されており、十分な技術力と経験を有しているか。
②実施体制等	25点	<ul style="list-style-type: none">・ J-クレジットの創出及び活用を支援する「J-クレジット・プロバイダー」としてJ-クレジット事務局に登録しているか。・ 専門技術力、コミュニケーション力、取組姿勢が当該業務を実施するうえで妥当であるか。・ 業務内容に対し理解があるか。・ 実施体制が妥当であるか。・ 実施方法が妥当であるか。
③企画提案の内容	35点	<ul style="list-style-type: none">・ 市が求める仕様に対し、的確な提案となっているか。・ 森林J-クレジット創出に係る工程について、具体的かつ現実的な提案がされているか。・ 仕様書に示すもののほか、本業務の目的を達成するうえで効果的又は魅力的な提案があるか。
④販売提案の内容	25点	<ul style="list-style-type: none">・ 森林J-クレジット販売方法について、具体的かつ現実的な提案になっているか。・ 森林J-クレジット販売時に出雲市をPR、ブランディング出来る提案になっているか。・ カーボンオフセットによる市内事業者の脱炭素化が推進される提案になっているか。・ 市と事業者との収益配分の割合が妥当かどうか。
⑤価格等	5点	<ul style="list-style-type: none">・ 令和7年度事業に対する見積金額が妥当かどうか。・ 森林J-クレジットの創出に係る全体の費用が妥当かどうか。
計	100点	

14. 結果の通知と公表

(1) 結果の通知

プロポーザルの結果については、候補者の決定後、すべての企画提案者に書面で通知する。

(2) 結果の公表

市のホームページで、候補者の名称、所在地、総合評価点及び企画提案者数を公表する。

15. 契約の締結及び協定の締結

(1) 可能性調査業務等に関する契約の締結

市は、候補者として選定された事業者（以下、「受注者」という。）と速やかに双方の業務内容を協議し、見積書の提出を求め、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

なお、契約保証金については、出雲市契約規則（平成 17 年出雲市規則第 41 号）の規定による。

(2) 協定の締結

森林 J-クレジットの創出、販売に関する企画提案を実施するにあたり、可能性調査業務に関する契約のほか、協定を締結する必要がある場合は、市と受注者において、協定を締結することができるものとする。

(3) 次年度以降の個別業務契約等の締結

市と受注者は、上記協定を締結した場合には、必要に応じて、年度ごとに以下の業務に関する個別業務契約を行う。

- ① プロジェクト計画書に係る妥当性審査対応業務
- ② 森林管理（巡視）業務
- ③ モニタリング報告書作成業務
- ④ プロジェクト計画書変更業務
- ⑤ 森林 J-クレジット販売業務
- ⑥ その他、森林 J-クレジット創出・販売事業に必要な業務

なお、委託料については、プロポーザル提案書で提案された費用を基本とし、事業者と協議し、決定する。

また、上記の各個別業務契約に係る市の予算は単年度ごとに議会に諮るため、個別業務実施時期の延期や中止となる場合がある。このことにより、受注者に損失が発生しても市は補填しない。

16. 再委託の禁止

- (1) 契約を締結した事業者は、市長の承認を受けずに再委託を行ってはならない。
- (2) 市は、再委託において事業者が担当する業務の主たる部分が含まれている場合は、再委託を承認しない。
- (3) (1)の承認により事業者が第三者に委託を行う場合は、再委託者に協定書及び協定に基づき締結する契約等に基づく一切の義務を順守させるものとする。
- (4) 事業者は、再委託者の行為について、全責任を負うものとする。

17. 情報公開

市は、提出された提案書等について、出雲市情報公開条例（平成 17 年出雲市条例第 4 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

18. その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ① 提出された書類は返却しない。
 - ② 提出後の訂正は、市から指示があった場合を除き認めない。
 - ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
 - ④ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止又は延期された場合においても、それまでに要した費用を市に請求することはできない。
- (3) 企画提案者は、結果に対して異議申し立てを行うことはできない。
- (4) 企画提案者が1者のみの場合も所定の審査を行い、総合評価点が評価点全体の60点以上に達しており、本業務にふさわしいと判断される場合に限り候補者とすることができる。
- (5) 提案書類の提出後に提案書類を差替、訂正、再提出することはできない。ただし、市が必要と認める場合は、差替、訂正、追加書類の提出を求めることがある。
質問書及びプロポーザルの参加申込書の提出についても同様とする。
- (6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (7) 企画提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) 市は企画提案者が辞退した場合において、辞退を理由に以後の入札等において不利益な取り扱いを行わない。
- (9) 市は、公平なプロポーザルが実施できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、プロポーザルの実施を延期又は中止することができる。
- (10) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。